令和元年度第１回別海町公の施設に係る指定管理者選定委員会結果

施　設　名	尾岱沼漁港コミュニティセンター
施設所在地	別海町尾岱沼港町２３２番地５
設置年度	平成１４年度
設置目的	地域の魅力、特性を生かしつつ都市等との交流を図り、もって地域観光、地場特産品の宣伝、流通及び情報の収集提供を通して、明るく住みよい豊かな漁村づくりのため設置。

指定管理者選択（内部）委員会審議結果		
候補者	住　所	別海町野付６３番地
	名　称	株式会社　別海町観光開発公社
	代表者	代表取締役　曽根興三
公募しない理由		当該施設は、観光船待合所、尾岱沼観光案内所及び福祉牛乳配布場所として機能し、観光客や地元住民の交流拠点にもなっています。 当施設は建設当初から、株式会社別海町観光開発公社が管理を行い現在に至るまで適切に実施されています。 また、同社は別海町観光船を運航する他、指定管理者として当施設に加え、野付半島ネイチャーセンター及び尾岱沼ふれあいキャンプ場についても管理運営に携わっており、これらを効果的に連携させ野付・尾岱沼エリアの魅力向上及び周遊促進の一助を担っていることから、「別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」第５条第１項の「公募によらない指定管理者の候補者の選定等」に定める「町が出資している法人」に該当するため、公募しないことが妥当と考えます。
指定期間		５年間（令和２年４月１日から令和７年３月３１日まで） 当施設の業務はコミュニティーセンターの運営であり、これまで蓄積してきたノウハウを活用し、継続的且つ効果的な施設運営を行うためにも、指定期間５年間が妥当であると考えます。

選定委員会意見	
候補者の適否	適当であると判断する。
指定期間	５年間が適当であると判断する。 （令和２年４月１日から令和７年３月３１日まで）